

# 航空整備士資格と認定事業場について

## 航空整備士資格の概要

- 航空整備士資格は、整備をした航空機について安全性基準への確認の行為を行うにあたり必要な資格。  
(整備又は改造を行った場合、航空機は安全性基準への適合性について確認を受けなければならない(航空法第19条))
- 資格の種類により、確認の行為を行うことのできる作業の区分及び航空機の耐空類別(業務範囲)が異なる。
- 航空機の種類、等級、型式、業務の種類(航空工場整備士のみ)について限定を付することができる。

種類: 飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船  
 等級: 陸上単発ピストン機、陸上単発タービン機、陸上多発ピストン機、陸上多発タービン機 等  
 型式: ボーイング式777型、ボーイング式747-400型 等  
 業務の種類: 機体構造関係、機体装備品関係、タービン発動機関係 等

- 航空従事者指定養成施設では、国の行う技能証明実地試験の全部又は一部を代行することができる。(航空法第29条第4項)

業務範囲に関する相関図 ※1



航空整備士の業務範囲及び資格に付される限定事項 ※1

資格	業務範囲	限定
一等航空整備士	整備をした航空機について安全性基準への確認の行為を行うこと。	航空機の種類、等級、型式
一等航空運航整備士	保守及び軽微な修理をした航空機について安全性基準への確認の行為を行うこと。	同上
航空工場整備士	整備又は改造をした航空機について安全性基準への確認の行為を行うこと。	業務の種類

※1 耐空類別が飛行機輸送T(エアライン機が該当)である航空機に係る確認行為を業務範囲とする整備士資格について示す。  
 ※2 修理: 耐空性に大きな影響を及ぼす作業及び軽微な修理以外の修理作業(構造部材の修理、計器のオーバーホール、エンジンファンブレードの交換 等)  
 軽微な修理: 耐空性に及ぼす影響が軽微な範囲に留まる修理作業(タイヤ、ホイールや無線電話の交換、室内ドアの修理 等)  
 保守: 簡単な保守予防作業(アンテナの清掃、レドーム等非強度部材の交換、エンジンタービンブレードの外部点検 等)

## 認定事業場(航空機整備改造の能力)の概要

- 航空運送事業の用に供する大型機については、認定事業場において、整備及び整備後の確認を受けなければならない。(航空法第19条第1項)
- 複雑な構造・システムを有する大型機の整備等の確実な実施を確保するため、認定事業場に対しては、組織的な作業・確認の実施能力を担保することを目的に、組織・人員、施設、品質管理制度などの要件を求めるとともに、整備後の航空機の最終的な確認を行う確認主任者には、我が国の整備士資格の保有(海外の認定事業場であれば同等の能力を有する者でも可)、一定の整備経験及び品質管理制度等の教育訓練を求めているところである。
- 国際民間航空条約附属書6では、認定事業場における確認主任者は同附属書1に基づく整備士資格の保有を求めているところであり、欧米においても、我が国と同様、国内において認定事業場を取得する場合には、確認主任者に対して国内の整備士資格の保有、必要な経験及び教育訓練を求めている。

# 整備士制度の比較

法的根拠	ライセンスの種類	権限	限定	備考
<b>日本</b> ・航空法 ・航空法施行規則	一等航空整備士	整備をした航空機についての確認行為	あり(型式)	実地試験を代行する機関として指定航空従事者養成施設制度がある
	一等航空運航整備士	整備(保守及び軽微な修理に限る)をした航空機についての確認行為	あり(型式)	
	航空工場整備士	整備又は改造をした航空機についての確認行為	あり(業務の種類)	
<b>欧州</b> 欧州委員会規則 No.2042/2003	カテゴリ-A整備士	軽微なライン整備作業及び単純な調整作業後の確認行為	なし	学科・実地試験を代行する機関として認定整備訓練機関(Approved Maintenance Training Organization)制度がある
	カテゴリ-B1整備士	以下に掲げる作業後のライン整備における確認行為及びベース整備におけるサポート業務 ①構造、発動機、機械系統、電気系統の整備 ②アビオニクス of 単純な点検作業(不具合処理を除く)	あり(型式)	
	カテゴリ-B2整備士	以下に掲げる作業後のライン整備における確認行為及びベース整備におけるサポート業務 ①アビオニクス及び電気系統の整備 ②発動機及び機械的系統の中の電気及びアビオニクスに関する作業(単純な点検に限る)	あり(型式)	
	カテゴリ-C整備士	ベース整備後の確認行為	あり(型式)	
<b>米国</b> 米国連邦航空規則 パート65	整備士 (Mechanic)	整備又は改造(大修理又は大改造を除く)の実施及び監督	あり(機体/発動機)	整備士に係る学科試験を代行する機関として指定コンピューター試験機関(Computer Testing Designee)、実地試験を代行する者として指定整備士試験官(Designated Mechanic Examiner)制度がある
	検査員資格を有する整備士 (Mechanic with Inspection Authorization)	大修理又は大改造(パート121に基づく耐空性継続プログラムに従って整備される航空機に対する作業を除く)を実施後の確認行為	なし	
	修理士 (Repairman)	整備又は改造(所属する修理事業場又は運送事業者における作業に限る)の実施及び監督	なし	
<b>ICAO</b> 国際民間航空条約 附属書第1	整備士 (Aircraft Maintenance Technician (又はEngineer又はMechanic)) (締約国は、作業の複雑さの観点から、ライセンス取得者に与える権限の範囲を明確にしなければならない)	整備又は改造後の航空機又は部品についての確認行為	※権限を行使できる範囲は、 ①航空機全体(特定の型式又は種類)について確認できる場合以外に、 ②機体・発動機・航空機システム(特定の型式又は種類)や③アビオニクス(特定の型式又は種類)の確認のみに制限されることがある	

注: 耐空類別が飛行機輸送Tである航空機(エアライン機)に係るものに限る

## 53 整備士養成について

### 現状(制度の概要等)

- ・認定事業場において、整備後の航空機の基準適合性の確認は、確認主任者が行うこととしている。
- ・当該確認主任者は、原則、整備士資格を有し、かつ、3年以上の認定業務経験を有することが要件となっている。(航空法施行規則第35条、第40条)
- ・整備士資格は、航空機の型式毎の認定となっている。(航空法第25条)
- ・指定養成施設では、国の行う航空従事者技能証明の実地試験の全部または一部を代行することができる。(航空法第29条第4項)

### 要望の概要

- ・整備士国家資格について、型式限定のないベーシックな資格として、型式毎の整備資格については、認定事業場での訓練及び社内資格発令としてほしい。(提案者:PEACH)
- ・国は、航空事業者の資格者養成に関するスキーム・基準の適合性や訓練施設などの仕組みの審査・認可・監査を行い、整備士の育成・資格審査等は航空事業者に委任するなど、事業者側に責任と権限を移行してほしい。(提案者:全日本空輸)

### 諸外国の状況

- ・米国では、以下に示す種別の国家資格の整備士資格を設けている。
  - ・整備士:整備又は改造(大修理又は大改造を除く)の実施及び監督
  - ・検査員資格を有する整備士:大修理又は大改造(パート121に基づく耐空性継続プログラムに従って整備される航空機に対する作業を除く)を実施後の確認行為
  - ・修理士:整備又は改造(所属する修理事業場又は運送事業者における作業に限る)の実施及び監督
- ・欧州では、以下に示す種別の国家資格の整備士資格を設けている。
  - ・カテゴリ-A:軽微なライン整備作業及び単純な調整作業後の確認行為
  - ・カテゴリ-B1:以下に掲げる作業後のライン整備における確認行為及びベース整備におけるサポート業務
    - ①構造、発動機、機械系統、電気系統の整備
    - ②アビオニクス of 単純な点検作業 (不具合処理を除く)
  - ・カテゴリ-B2:以下に掲げる作業後のライン整備における確認行為及びベース整備におけるサポート業務
    - ①アビオニクス及び電気系統の整備
    - ②発動機及び機械的系統の中の電気及びアビオニクスに関する作業(単純な点検に限る)
  - ・カテゴリ-C:ベース整備後の確認行為

## 55 外国整備士資格の同等認定について

### 現状(制度の概要等)

- ・認定事業場において、整備後の航空機の基準適合性の確認は、確認主任者が行うこととしている。
- ・当該確認主任者は、原則、整備士資格を有し、かつ、3年以上の認定業務経験を有することが要件。  
(航空法施行規則第35条、第40条)

### 要望の概要

提案者:Peach Aviation

- ・国内の認定事業場においても、外国の整備士資格者が航空機の基準適合性の確認を行うことを可能としてほしい。

### 諸外国の状況

- ・ICAO附属書6では、整備認定事業場において整備後の確認を行う者はICAO附属書1に基づく整備士資格を有する者であることが求められている。(ICAO Annex6 Part 1 8.7.6.3)
- ・欧米においても、我が国と同様に、国内において認定事業場を取得する場合には、確認主任者に対して国内の整備士資格の保有を求めている。(FAR145.157、EASA145A30)